

太田市広告付き番号案内表示機等設置及び運用事業により放送する広告に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市広告付き番号案内表示機等設置及び運用事業（以下「事業」という。）により、市民課窓口を設置する行政情報広告放送モニター（以下「モニター」という。）で放送する広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 市長は、広告の放送の可否の決定に当たっては、広告が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

- (1) 市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうことのない信用度の高い情報であること。
- (2) 次のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあるものでないこと。
 - ア 法令に違反するもの
 - イ 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
 - ウ 人権侵害となるもの
 - エ 公衆に危害を与えるもの
 - オ 政治性又は宗教性のあるもの
 - カ 青少年の保護及び健全な育成の観点から適切でないもの
 - キ 社会問題についての主義又は主張に当たるもの
 - ク 市が推奨しているかのように、市民の誤解を招くもの
 - ケ 個人の売名を図るもの
 - コ 公衆に不快の念を起こさせるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、放送する広告として不相当であると市長が認めるものでないこと。

(広告の募集)

第3条 広告の募集は、事業者が行う。

2 事業者は広告の募集に当たっては、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 事業者が広告の募集者であることを明確にし、市が広告の募集者であるような誤解を与えることのないように配慮すること。
- (2) 広告主の選定及び放送する内容について、事前に市長の審査を受け、承認を受けらること。
- (3) 前号の市長の審査に必要な資料を、市の指定する期日までに提出すること。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、広告の内容その他広告の放送に関する全ての事項について一切の責任を負うとともに、次に掲げる事項に従わなければならない。

- (1) 市長が広告の内容について第2条に違反し、又は庁舎内で放送する広告としてふさわしくないと判断し、広告の内容の変更又は修正を求めた場合は、当該内容の変更又は修正を行うこと。
- (2) 広告の放送期間中に広告主の責めに帰すべき理由により、その使用に不適當な事情が生じた場合は、事業者が速やかに当該放送分の放送を中止し、又は市が放送を中止させることができる措置を講ずること。
- (3) 放送する広告に関連して第三者との間に紛争が生じ、又は第三者に損害を与えた場合は、事業者の責任及び負担において解決すること。
- (4) 放送する広告に起因して市に損害が生じたときは、その損害を市に賠償すること。
- (5) 広告に係る一切の権利を、第三者へ譲渡し、又は転貸しないこと。
- (6) 広告映像の制作に際して、著作権その他の権利に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うこと。
- (7) 広告に関する苦情等について、速やかに解決に当たること。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月25日から施行する。